

USTR、2020 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2020 年 5 月 5 日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国通商代表部 (USTR) は 4 月 29 日、2020 年版スペシャル 301 条報告書¹を公表した。

当該報告書は 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先監視国 (Priority Watch List)」、「監視国 (Watch List.)」の 2 段階がある。USTR は、2020 年版報告書において、10 か国を「優先監視国」として特定し、23 か国を「監視国」として特定した。

USTR は、今後数週間以内に優先監視国として何年にもわたってリストに掲載された国についてのレビューを行うとしている。また、米国の懸念に対し対処を行わない場合には、スペシャル 301 条に基づく執行措置または WTO 紛争解決手続を行うとしている。

【優先監視国】

中国、インドネシア、インド、アルジェリア、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ

【監視国】

タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、クウェート、レバノン、アラブ首長国連邦、ルーマニア、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ

(以上)

¹ https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Special_301_Report.pdf